

令和6年第1回

中津川市議会（定例会）追加議案

令和6年3月27日

令和6年第1回中津川市議会（定例会）追加議案目次

議第32号	中津川市副市長の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・3
議第33号	和解について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
議第34号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

議第32号

中津川市副市長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、次の者を中津川市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月27日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市中津川	今井 亨

議第33号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

令和6年3月27日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 和解の相手方



2 事件名

損害賠償請求住民訴訟控訴事件

3 和解の要旨

- (1) [Redacted] 及び中津川市の間で、[Redacted] の中津川市に対する本件解決金の額を900万円と定めること。[Redacted] はこれを異議なく了承すること。
- (2) [Redacted] は、前項の解決金900万円を、令和6年6月17日限り、中津川市の指定する口座に振り込む方法により支払い、中津川市はこれを受領すること。振込費用は[Redacted] が負担すること。
- (3) [Redacted] は、[Redacted] が住民訴訟に要した弁護士費用相当額15

0万円を、中津川市に対する支払いに代えて、中津川市に代わり[]に支払う方法により支払うこと。中津川市は、これを異議なく了承すること。

(4) []は、前項の弁護士費用相当額150万円を、令和6年6月17日限り、[]が指定する口座（代理人弁護士口座）に振り込む方法により支払うこと。振込費用は[]が負担すること。

(5) []が前項の金員を遅滞なく支払ったときは、中津川市は、[]に対する住民訴訟の弁護士費用の支払い義務を負わないこと。[]は、前項により支払われる弁護士費用相当額150万円のほかは、中津川市に対しても、[]に対しても、住民訴訟の弁護士費用の支払いを請求しないこと。

(6) []、中津川市、[]及び[]は、本件が本「合意事項」の内容により終局的に解決されたことを確認し、今後、本合意の趣旨に反する言動等をしないこと。

(7) 中津川市、[]及び[]は、中津川市と[]、中津川市と[]との間には、本件に関し、本「合意事項」に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること。

議第34号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年3月27日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	川上一般キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上教育キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上国設キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上緑地管理所（YOU・遊館） 中津川市川上1057番地4
	川上広場 中津川市川上1057番地4
指定管理者	中津川市中津川2954番地 株式会社ASH
指定期間	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで